

議案第 8 号

白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

白井市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 3 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、白井市放課後子どもプラン推進委員会及び白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

白井市附属機関条例の一部を改正する条例

白井市附属機関条例（平成２４年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項白井市放課後子どもプラン推進委員会の目及び白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会の目を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号資料

○白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）新旧対照表

改 正 案							現 行						
(略)							(略)						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
(略)							(略)						
教育委員会	(略)						教育委員会	(略)					
								白井市放課後子どもプラン推進委員会	(1) 放課後子どもプランの推進に関する諸計画の策定及び総合的な推進に関する事項について調査審議すること。 (2) 放課後子ども教室の指導者の養成及びその資質の向上に関する事項について調査審議すること。 (3) 放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携及び協力に関する事項について調査審議すること。 (4) 学校、地域及び関係団体等との連携並びに協力に関する事項について調査審議すること。	委員 長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 教育機関の職員 (4) 市民 (5) 市の職員	12人以内	3年
	(略)							(略)					
								白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会	白井市立桜台小学校及び桜台中学校の調理業務の委託業者の選定について審査すること。	委員 長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 教育機関の職員 (4) 市の職員	9人以内	委託業者を選定するまで